

2022年 7月 26日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北村淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分 会 長 朝倉 健 次



夏季一時金要求書（3）

「業務G r. 伊東雅弘」氏名による、本年7月18日付「貴組合『夏季一時金要求書（2）』につきまして」と題する書面が、当労組宛届けられました。しかし同書面は、当労組「夏季一時金要求書」および「夏季一時金要求書（2）」を、ご理解頂けていないのか、或いは読解能力に欠けるのか分かりませんが、伊東氏の一方的主張を羅列されているに過ぎない的外れな内容であり、尾原社長におかれましては、「業務G r.」などに任せないで、もっと真面目且つまともな対応をお願いしたいものであります。

記

1 尾原社長に申し上げます。当労組本年7月13日付「夏季一時金要求書（2）」の「5」で「上記開催条件に合意頂けたものと理解し、上記『第一希望日』での日程及び開催条件での団体交渉を開催されるものと理解いたします。」と申し上げ、さらに、「団体交渉開催の当労組第一希望日である本年7月19日（火）18時30分開催に向けて準備を進め、当日は貴社本社3階食堂にてお待ちしております。」と申し上げ、当日の団体交渉開催を当労組分会事務所でお待ち致しております。

しかるに貴社は、何ら連絡されることなく応対されませんでした。明らかな「団交拒否」であります。強く抗議申し上げると共に、尾原社長名による謝罪文の提出を求めます。

2 上記書面の第二段落では、「当社が業務G r . 部長名にて貴組合にご連絡することの意義をいまだにご理解いただけないようであり、残念至極であります。」と述べておられます。伊東氏にいかなる権限と責任がおありなのか当労組に知る由もございません。したがって、「意義」なるものの理解はできません。

3 上記書面の第三段落では、「当社の財務状況も踏まえ、明示してください。」と述べられ、その後の第四段落では、「財務の悪化を含め、賞与の支給ができる状況にはありません。」と述べておられます。しかし当労組は、この2年ほど、貴社の財務状況やその推移、総括について報告を受けておらず、また仮に、財務状況が悪化しているからと言って各季の一時金が支払えないほど悪化しているかどうかについてもご説明を頂いておりません。

伊東氏が言う、「支給できる状況にはありません」とは、上記経緯から現時点では「主觀」に過ぎず、同氏の主觀を押しつけられる謂れはありません。

4 上記書面の第五段落では、「団体交渉を実施する場合は外部会議室にて、参加者双方各10名程度、2時間以内、傍聴・中継・録画なし」といたします。」と相変わらず述べられ、何らその合理的理由も示すことなく一方的にご主張しておられます。

当労組と致しましては、山積する議題を解決する為にも、一刻も早い団体交渉開催は急務と考えるところ、当面、互いの主張を斟酌し、開催条件の公平性を考慮し、当労組及び貴社の開催条件で交互に実施することを提案致します。尚、2020年9月8日及び同年9月23日、同年12月21日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然の理と考え提案と致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2022年8月9日（火）

第二希望日：2022年8月10日（水）

第三希望日：2022年8月11日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴者：当労組組合事務所及び貴社本社3階会議室で待機

（2）議題

①夏季一時金について

②その他係属事項

5 上記書面の第六段落では、「団体交渉のルールについての団体交渉をご提案されるのであれば、その旨議題に含めてお申し出ください。」と述べておられます。この話を持ち出されるのであれば、先ずは、2020年6月2日の団体交渉席上での約束を遵守されるよう強く求めます。尚、上記「4」はそれに基づいた団体交渉の開催条件となっております。

以 上